

第3章 災害応急対策に関する計画

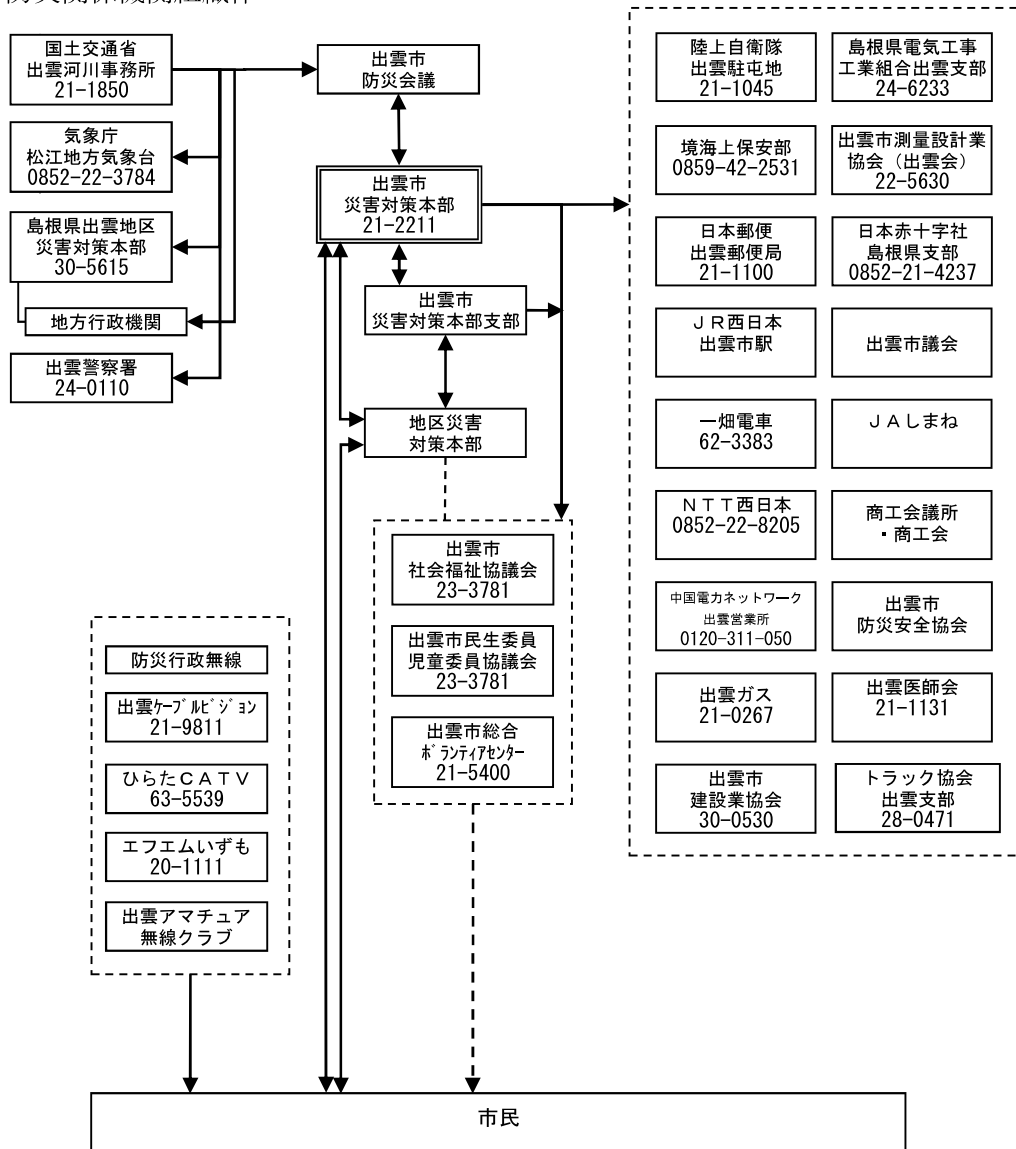
第1節 組織

第1 災害対策組織

◆災害対策本部(事務局)

市長は、市内に災害が発生し、またはそのおそれがある場合に、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、出雲市災害対策本部条例及び出雲市災害対策本部規程の定めるところにより、出雲市災害対策本部又はこれに準ずる体制を設置する。また、全ての職員は、災害対策本部員として、災害に的確かつ迅速に対応するため、応急対策を優先的に実施する。

第1図 防災関係機関組織体



1. 出雲市災害対策本部及び災害対策本部支部の設置場所

市長は、出雲市災害対策本部を市役所本庁舎に設置する。なお、災害等により市役所本庁舎が使用できない場合は、消防本部庁舎に設置する。

また、市長は出雲市災害対策本部支部を各行政センターに設置する。

2. 防災関係機関との応援協力体制

指定公共機関や指定地方公共機関など、あらかじめ応援協力体制を整えている防災関係機関に対しては、応援要請内容を明らかにしたうえで、応援協力を要請する。

活動項目	担当班	応援協力要請先	連絡先
炊き出し	避難所運営班	日本赤十字社島根県支部	0852-21-4237
食料調達	経理・車両 ・調達班	米穀販売業者、製パン業者 飲料水・副食・調味料等販売業者	
応急仮設住宅の建設	建築班	出雲市建設業協会 出雲市建築組合	30-0530 22-3004
生活関連施設の復旧	道路河川班 農林水産班	NTT西日本㈱ 中国電力ネットワーク㈱ 出雲ガス㈱ 島根県エルピーガス協会	0852-22-8205 0120-311-950 21-0267 0852-21-9716
医療及び助産	医療救護班	出雲医師会 島根県薬剤師会	21-1131 0852-25-0900
緊急輸送手段の確保	交通班	JR西日本 一畑電車株式会社 島根県トラック協会出雲支部	21-3219 62-3383 28-0471
水道施設復旧	水道班 下水道班	出雲管工事事業協同組合	24-2898
物資の調達	経理・車両 ・調達班	JALしまね出雲地区本部 JAしまね斐川地区本部 商工会議所・商工会 寝具・衣料・日用品等販売業者	
応急作業従事	道路河川班 農林水産班	出雲市建設業協会 島根県電気工事工業組合出雲支部 出雲市測量設計業協会(出雲会) 出雲市防災安全協会	30-0530 24-6233 22-5630 21-6921
ボランティア活動	ボランティア班	出雲市総合ボランティアセンター 出雲市社会福祉協議会	21-5400 23-3781

活動項目	担当班	応援協力要請先	連絡先
要配慮者対策	消防部 避難所運営班	出雲市民生委員児童委員協議会 出雲市社会福祉協議会	23-3781
災害情報の広報	情報広報・国際班	出雲ケーブルビジョン(株) ひらたCATV(株) (株)エフエムいずも NTTドコモ・KDDI・ソフトバンク	21-9811 63-5539 20-1111

3. 行政機関との応援協力体制

災害応急対策を実施するにあたり、関係行政機関の協力が必要と認められた場合は、必要事項を明確にしたうえで、応援協力を要請する。

- ① 出雲市から近隣市町に対する応急措置の応援要請(法第67条)
- ② 島根県に対する応急措置の応援要請及び実施要請(法第68条)
- ③ 島根県から市に対する応急措置の応援指示と応急措置の実施指示(法第72条)
- ④ 出雲市から近隣市町に対する職員の派遣要請(地方自治法第252条の17)
- ⑤ 島根県に対する職員派遣の斡旋要請(法第30条第2項)
- ⑥ 島根県に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員派遣の斡旋要請(法第30条第1項)
- ⑦ 島根県から指定行政機関、指定地方行政機関に対する職員の派遣要請(法第29条第1項)
- ⑧ 出雲市から指定地方行政機関に対する職員の派遣要請(法第29条第2項)

*「法」とは「災害対策基本法」をいう。

4. 島根県緊急消防援助隊受援計画

(1) 目的

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日付け消防広第74号消防庁長官通知。以下「要請要綱」という。)第39条に基づき、島根県における緊急消防援助隊の受援に関し、効果的な活動及び運用ができる体制を確保する。

(2) 知事への応援要請

市長は、被災状況及び市消防本部の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、要請要綱に定める様式により、速やかに知事に緊急消防援助隊の応援の要請を行うものとする。

(3) 消防庁長官への応援要請等

- ① 知事は、市から緊急消防援助隊の応援要請を受け、県内の被災状況及び消防力に照らし、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断したときは、要請要綱に定める様式により、消防庁長官に応援等の要請を行うものとする。

② 知事は、災害等で重大な被害が発生し、県内の被災状況及び消防力に照らし、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断したときは、市の応援要請を待たずに、要請要綱に定める様式により、代表消防機関の長と協議し、消防庁長官に対して応援等の要請を行うものとする。

③ 必要応援部隊等

- ・都道府県大隊
- ・指揮支援部隊
- ・エネルギー・産業基盤災害即応部隊
- ・NBC災害即応部隊
- ・土砂・風水害機動支援部隊
- ・航空部隊

(4) 受援体制の確立

① 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、消防組織法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、消防応援活動調整本部(以下、調整本部という。)を設置するものとする。

② 調整本部は、島根県災害対策本部と密接な連携を図る必要があることから、原則として島根県庁6階災害対策室に設置するものとする。

③ 調整本部は、島根県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

- ・被災状況、島根県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- ・被災地消防本部、消防団、島根県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- ・緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
- ・自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- ・島根県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- ・島根県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
- ・島根県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。
- ・その他必要な事項に関すること。

5. 自衛隊災害派遣要請

自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣要請を必要とする場合は、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続きにより派遣を要請する。

(1) 派遣要請基準

災害対策本部長は、災害応急対策の実施にあたり、市の組織を活用しても、なお、事態を収拾することができない場合、又は事態が急迫し、緊急を要する状況にあるときは、次の基準により自衛隊の派遣を要請する。

- ① 人命救助及び行方不明者の捜索のため、増援を必要とするとき。
- ② 避難の援助として、避難者の誘導、輸送等について増援を必要とするとき。
- ③ 人員及び物資の緊急輸送として、救急患者、医師その他救急活動に必要なとき。
- ④ 被害状況調査のため、車両、船舶及び航空機など増援の必要があるとき。
- ⑤ 水防活動として、堤防護岸等の決壊に対する緊急の措置に増援を必要とするとき。
- ⑥ 障害物の除去等応急復旧に増援を必要とするとき。
- ⑦ 広範囲な感染症等の発生に伴う応急防除等のために増援を必要とするとき。
- ⑧ 炊飯及び給水の支援を緊急に必要とするとき。
- ⑨ 火薬類、爆発物等その他危険物の保安措置及び除去

(2) 災害派遣の活動内容

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者が発生した場合は、通常他の救護活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車(空中消火が必要な場合は航空機)その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、防疫等の支援	被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機の輸送は、特に緊急を要すると認められるものに対して行う。

項目	活動内容
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)」に基づき、被災者に対して救援物資を無償貸与し、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に際して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置を取る。

(3) 要請先

区分	通報先	電話番号	衛星電話
県災害対策本部未設置	島根県防災危機管理課	(0852)22-5885	032-300-2-5885
県災害対策本部設置	島根県災害対策本部	(0852)22-5885	032-300-2-5885
	陸上自衛隊第13偵察隊 (出雲市松寄下町1142-1)	21-1045	032-526-5
	海上自衛隊舞鶴地方隊 (舞鶴市宇余部下1190)	(0733)62-2250	
	航空自衛隊第3輸送航空隊 (境港市小篠津町2258)	(0859)54-0211	

(4) 派遣要請の方法

市長は、自衛隊の災害派遣の必要を認めるときは、知事に対して文書で要請する。ただし、緊急の場合は、とりあえず電話又は口頭で行い、事後に文書を提出するものとする。

(5) 自衛隊派遣受入態勢及び準備

- ① 作業実施期間中における現場責任者の設定
- ② 応急対策における救援活動が、迅速かつ効果的に実施できるように必要な資機材の準備
- ③ 自衛隊の宿営に必要な土地、建物の準備、特に駐車場に留意する。
- ④ 被派遣部隊の連絡調整

(6) 撤収要請

- ① 市長は、自衛隊の災害派遣に係る任務が完了したと認めた場合には、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。
- ② 知事は、撤収要請を受けたときは、速やかに自衛隊に撤収要請を行うものとする。

6. 海上保安庁救援協力要請

(1) 派遣要請基準

豪雨、豪雪、地震津波等による災害により、人命に危険が切迫する等緊急を要する場合において、巡視船艇・航空機を必要とする場合は、書面により海上保安庁の救援を要請する。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請した後速やかに派遣要請書を提出する。

(2) 派遣要請書に記載する内容

- ① 派遣要請者の氏名(職業等)
- ② 災害の概要及び救援活動を要請する理由
- ③ 救援活動を必要とする期間
- ④ 救援活動を必要とする区域及び活動内容
- ⑤ その他救援活動に必要な事項

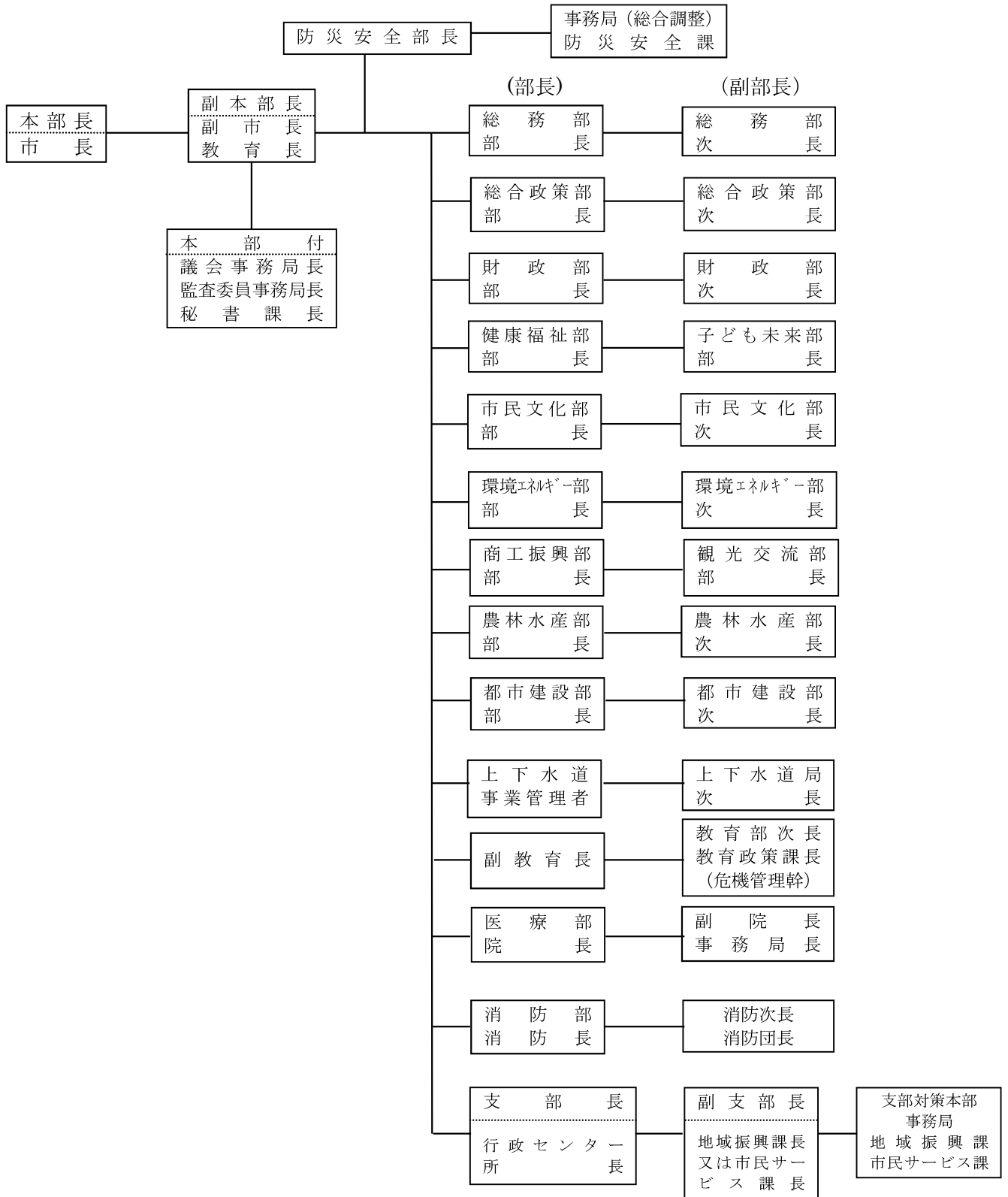
(3) 要請先

要請先	電話番号
境海上保安部(境港市昭和町9-1)	(0859)42-2531

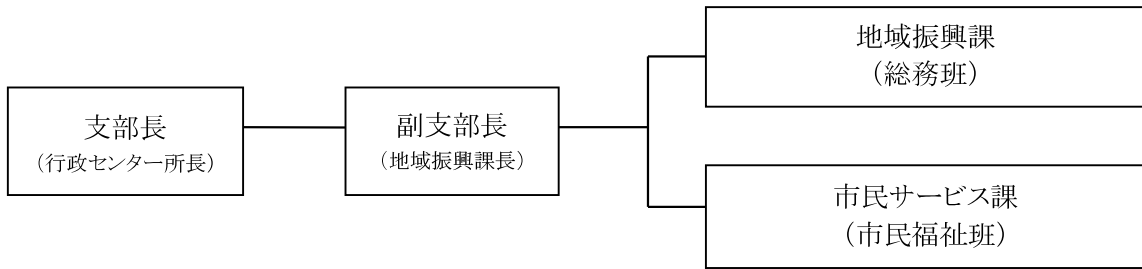
(4) 救援活動の内容

- ① 被害状況等の調査及び情報収集
- ② 避難指示、避難者の誘導
- ③ 陸上孤立者の救助
- ④ 救急患者、医療関係者、その他救援活動に必要な人員及び物資の輸送
- ⑤ その他巡視船艇・航空機により救援可能な活動

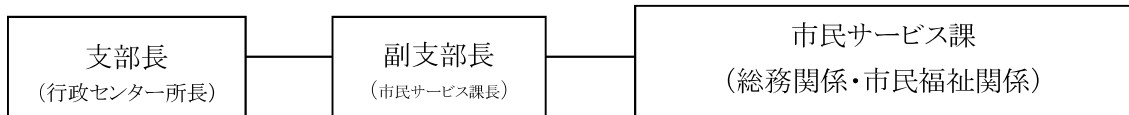
出雲市災害対策本部組織体制(災害対策本部)



(災害対策本部支部-平田・斐川支部)



(災害対策本部支部-佐田支部・多伎支部・湖陵支部・大社支部)



災害対策本部及び支部の事務分掌

災害対策本部(警戒体制含む)事務分掌

名 称	事務分掌		応援・協力体制
防災安全部長	<ul style="list-style-type: none"> ① 危機管理の総括に関する事。 ② 市対策本部の設置と各部及び緊急対策チーム員との総合調整に関する事。 ③ 出雲市防災会議に関する事。 		総務部 総合政策部 直近の前防災安全課職員
事務局 (総合調整担当) 防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> ① 市対策本部及び市警戒本部の運営に関する事。 ② 緊急対策活動の集約及び総合調整に関する事。 ③ 職員の動員及び配備計画の総合調整に関する事。 ④ 防災行政無線の統制に関する事。 ⑤ 自衛隊の派遣要請及び受け入れに関する事。 ⑥ 強制権の発動及び広域的な避難に関する事。 ⑦ 本部長命令の伝達に関する事。 ⑧ 国等の視察対応に関する事。 ⑨ その他本部長の特命事項に関する事。 ⑩ 出雲市危機管理推進会議、出雲市防災会議・出雲市国民保護協議会及び出雲市危機管理本部会議の開催に関する事。 ⑪ 地区担当者の派遣及び関係部並びに支部本部からの支援職員の受け入れ等に関する事。 ⑫ 非常警備及び事件等に伴う犯罪・盗難等の防止に関する事。(警察連携) ⑬ 本部の庶務に関する事。 		
部	班	事務分掌	応援・協力体制
総務部 (長)総務部長 (副)総務部次長	総務班 (長)総務課長 人権同和政策課 行政改革課 情報政策課 出納室	情報統括担当(総務課・人権同和政策課・行政改革課・情報政策課) <ul style="list-style-type: none"> ① 事件等の緊急事態関連情報の収集及び伝達に関する事。 ② 応援協定に基づく他市への応援要請及び関係機関等への協力要請に関する事。 ③ 島根県、その他関係機関等との情報受伝達及び各種報告に関する事。 ④ 各部、支部、ライフライン機関、その他関係機関等との連絡調整に関する事。 ⑤ 備蓄物資の活用に係る総合調整に関する事。 ⑥ 通信機器等の保全に関する事。 ⑦ 災害等臨時市民総合窓口の開設及び「緊急問い合わせ」に関する事。 ⑧ り災証明に関する事。 ⑨ 被災者台帳の作成に関する事。 	総合政策部 防災安全部
	人事班 (長)人事課長	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員の非常招集に関する事。 ② 職員の動員状況の集約に関する事。 ③ 職員の安否確認及びり災状況の集約に関する事。 ④ 応援職員の確保及び配置に関する事。 ⑤ 職員のローテーション計画に関する事。 ⑥ 職員動員に伴う勤務条件等に関する事。 ⑦ 公務災害補償に関する事。 	
	部庶務担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 各部庶務担当共通事項 ② 他の班の所管に属さないこと。 	

部	班	事務分掌	応援・協力体制
総合政策部 (長) 総合政策部長 (副) 総合政策部 次長	情報広報・国際班 (長)政策企画課長 広報課 自治振興課 縁結び定住課	情報収集処理担当(政策企画課・自治振興課・縁結び定住課) ① 各種情報の収集・整理・分析に関する事 ② 整理分析した情報の総務班及び各班への伝達に関する事 ③ 外部防災関係機関の情報収集伝達に関する事 ④ 応援要請等、市本部報告資料の作成に関する事 広報報道担当(広報課) ① 報道機関との連絡調整に関する事 ② 事件等の緊急事態関連情報の発表に係る総合調整及び記者発表に関する事 ③ 報道機関からの情報収集に関する事 ④ 報道機関からの問い合わせ等の対応に関する事 ⑤ 記録写真に関する事 ⑥ 事件等の緊急事態情報等のSNS、ホームページ等による情報発信に関する事 国際担当(文化国際室) ① 海外からの支援に係る連絡調整に関する事 ② 外国人対応に関する事 ③ 外国語の通訳・翻訳関係に関する事 ④ 外国人の避難支援に関する事	総務部 防災安全部
	交通班 (長)交通政策課長	交通担当(交通政策課) ① 交通関連情報の収集・発表及び交通各社との連絡調整に関する事 ② 交通機関運行状況、代替輸送等の情報収集及び広報(ホームページ掲載等)に関する事 ③ 運行現場における被害状況の把握に関する事 ④ 避難用等応急輸送バス等の車両確保に関する事 ⑤ 運行路線安全(通行止め等)の確認に関する事	
	秘書班 (長)秘書課長	① 本部長及び副本部長の秘書に関する事 ② 見舞者の接遇に関する事	
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関する事	

部	班	事務分掌	応援・協力体制
財政部 (長)財政部長 (副)財政部次長	調査班 (長)市民税課長 資産税課 収納課	① 被害調査の取りまとめに関する事 ② 住家等被害状況の報告に関する事 ③ 被災者生活再建支援法に基づく調査に関する事 (住家被害認定調査等)	市民文化部
	経理・車両・調達班 (長)財政課長 管財契約課 会計課	経理担当(財政課) ① 事件等被災対策費の経理に関する事 ② 対策本部で使用する物品の調達に関する事 ③ 被災時における国有財産等の無償貸付に関する事 ④ 災害救助法の適用及び実施に関する事 車両・庁舎管理担当(管財契約課) ① 民間自動車その他輸送手段の調達に関する事 ② 市有自動車の配車に関する事 ③ 庁舎管理及び電話交換業務に関する事 ④ 庁舎の被害状況の把握に関する事 ⑤ 庁舎に係る緊急対策の立案及び実施に関する事 調達担当(会計課) 応援体制:市民税課、資産税課、収納課 ① 避難所等における食料など全ての物資の調達と保管搬送の調整に関する事 ② 食料・救援物資等の受入れ、仕分け、保管配送の調整に関する事	
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関する事	
健康福祉部 子ども未来部 (長) 健康福祉部長 (副) 子ども未来部長 監査委員事務局長	避難所運営班 (長)福祉推進課長 子ども政策課 保育幼稚園課 高齢者福祉課 保険年金課 市民課 監査委員事務局	避難所運営担当 ① 避難所の選定・開設・管理運営全般に関する事 ② 避難所の誘導及び駐車場整理に関する事 ③ 日本赤十字社、市社会福祉協議会、その他社会福祉団体との連絡調整に関する事 ④ 義援金の収受、配分に関する事 ⑤ 避難行動要支援者の避難に関する事 ⑥ 避難者の安全確保に関する事 ⑦ 障がい者・高齢者等の特別避難場所としての受入体制の確保に関する事 ⑧ 避難者の援護に関する事 ⑨ 避難者等からの要望調査に関する事 ⑩ 社会福祉施設・保育園等への防災情報の提供に関する事 ⑪ 避難所の状況に係る保健所(地域医療対策会議)への情報伝達に関する事 ⑫ 身元不明の遺体の処置に関する事 ⑬ 園児の避難等に関する事	財政部 (市民税課、資産税課、収納課)

部	班	事務分掌	応援・協力体制
健康福祉部 子ども未来部 (長) 健康福祉部長 (副) 子ども未来部長 監査委員事務 局長	医療救護班 (長)健康増進課長 医療介護連携課	医療担当(医療介護連携課) ① 医療機関の被害状況の把握に関する事 ② 医療救護拠点、仮設救護所等の設置、管理運営及び運営状況の把握に関する事 ③ 診療可能医療機関の情報提供に関する事 ④ 患者の転院搬送に係る総合調整に関する事 ⑤ 医薬品等の補給に関する事 ⑥ 医療救護隊等の配備に関する事 ⑦ 医療機関等への防災情報の提供に関する事 ⑧ 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関する事 ⑨ 他都市医療応援職員、医療ボランティアの受入れに関する事 救護担当(健康増進課) ① 遺体の検案に係る連絡調整に関する事。 (注)検案とは、医師が死亡の事実を医学的に確認すること。 ② 感染症対策、防疫活動に係る連絡調整に関する事。 ③ 防疫広報に関する事。 ④ 他都市救護応援職員、救護ボランティアの受入れに関する事。 ⑤ 避難所等での保健指導に関する事。 ⑥ 避難所での精神保健医療相談に関する事。	環境エネルギー部 商工振興部 観光交流部 教育部
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事。 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関する事。 ④ 被災者に対する老人保健医療、医療費助成の支払いに関する事。 ⑤ 福祉施設利用者の安全の確保に関する事。 ⑥ 福祉施設利用者の援護に関する事。	
市民文化部 (長) 市民文化部長 (副) 市民文化部 次長	ボランティア班 (避難所運営班) (長)市民活動支援 課長	① ボランティアの受入れ体制の確立及び協力体制に係る情報収集及び連絡調整に関する事。 ② 地域住民組織との連絡調整に関する事。 避難所運営班担当 ① 避難所の管理運営に関する事。	財政部
	避難広報班 (避難所運営班) (長)文化スポーツ 課長 文化財課 出雲中央図書館	① 避難広報(広報車)、誘導に関する事。 ② 避難所、避難者への情報提供に関する事。 避難所運営班担当 ① 避難所の管理運営に関する事。	
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事。 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関する事。	

部	班	事務分掌	応援・協力体制
環境エネルギー部 (長) 環境エネルギー部 一部長 (副) 環境エネルギー部 次長	環境・衛生班 (避難所運営班) (長)環境政策課長 環境施設課	① 清掃整理、発災に伴う廃棄物の処理に関する こと。 ② 消毒の実施及び衛生に係る連絡調整に関する こと。 ③ 防疫用薬剤、器材等の調達に関すること。 斎場担当 ① 火葬及び焼骨の仮収蔵計画に関すること。 ② 墓地の管理保全に関すること。 ③ 遺体安置所の運営状況の把握に関すること。 避難所運営班担当 ① 避難所の管理運営に関すること。	健康福祉部 子ども未来部 教育部
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に 関すること。 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関すること。	
商工振興部 観光交流部 (長) 商工振興部長 (副) 観光交流部長	商工観光班 (避難所運営班) (長)産業政策課長 観光課 商工振興課 インバウンド推進課	① 商業・工業・観光施設関係等の被害状況の把握に 関すること。 ② 商業・工業・観光施設関係等に係る緊急対策の 立案及び実施に関すること。 ③ 商業・工業・観光関係の住民相談対応に関する こと。 避難所運営班担当 ① 避難所の管理運営に関すること。	健康福祉部 子ども未来部 教育部
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に 関すること。 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関すること。	
農林水産部 (長) 農林水産部長 (副) 農林水産部 次長	農林水産班 (長)農林基盤課長 森林政策課 農業振興課 水産振興課 農業委員会事務局	① 農業、林業、水産業関係等の被害状況の把握に 関すること。 ② 農業、林業、水産業関係等に係る緊急対策の 立案及び実施に関すること。 ③ 農業、林業、水産業関係の住民相談対応に関す ること。	都市建設部 上下水道局
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に 関すること。 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関すること。	

部	班	事務分掌	応援・協力体制
都市建設部 (長) 都市建設部長 (副)都市建設部 次長	道路河川班 (長)道路河川維持 課長 道路建設課 地籍調査課 建設企画課	① 道路、河川、橋梁、水路等の被害状況の把握に関する こと。 ② 道路、河川、橋梁、水路、調整池等に係る緊急対 策の立案及び実施に関する こと。 ③ 応急対策用資材の調達に関する こと。 ④ 関係官公署との連絡調整に関する こと。	農林水産部 上下水道局
	建築班 (長)建築住宅課長 都市計画課	① 市有建物の被害状況の把握に関する こと。 ② 市有建物に係る緊急対策の立案及び実施に関する こと。 ③ 応急対策用資材の調達に関する こと。 ④ 応急仮設住宅に関する こと。 ⑤ 建物危険度判定の実施及び建物、市営住宅相談 対応に関する こと。 ⑥ 応急危険度判定士の受入れ及び組織編制に関する こと。 ⑦ 被災者生活再建支援法に基づく調査に関する こと。 ⑧ 公園緑地等の被害状況の把握に関する こと。 ⑨ 公園緑地等に係る緊急対策の立案及び実施に関する こと。 ⑩ 宅地に係る被害情報の収集に関する こと。 ⑪ 宅地判定士、判定調査員の受入れ及び組織編制 に関する こと。 ⑫ 宅地危険度判定の実施及び住民相談対応に関する こと。	
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に 関する こと。 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関する こと。	
上下水道部 (長) 上下水道事業 管理者 (副) 上下水道局 次長	水道班 (長)営業総務課長 経営企画課 水道施設課 東部上下水道 事務所 西部上下水道 事務所 斐川宍道水道 企業団	① 水道施設関係等の被害状況の把握に関する こと。 ② 水道施設関係等に係る緊急対策の立案及び実施 に関する こと。 ③ 水道関係の住民相談対応に関する こと。 ④ 応急給水計画の総合調整に関する こと。 ⑤ 被害地区及び給水不能地区への応急給水に関する こと。 ⑥ 配水施設の監視、応急修理及び復旧に関する こと。 ⑦ 市内配水施設等の漏水、調査に関する こと。 ⑧ 復旧資材(備蓄資材)等の調達・保管に関する こと。 ⑨ 取水、導水、浄水及び送水量の確保並びに調達 に関する こと。 ⑩ 水質の検査に関する こと。 ⑪ 水質の情報収集に関する こと。	農林水産部 都市建設部 日本水道協会 日本下水道協会等

部	班	事務分掌	応援・協力体制
上下水道部 (長) 上下水道事業 管理者 (副) 上下水道局 次長	下水道班 (長) 下水道管理 課長 下水道建設課 東部上下水道 事務所 西部上下水道 事務所 斐川宍道水道 企業団	① 下水道施設の被害状況の調査把握に関する事 ② 下水道施設に係る緊急対策の立案及び実施に 関すること。 ③ 下水道台帳の確保に関する事。	農林水産部 都市建設部 日本水道協会 日本下水道協会等
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に 関すること。 ③ 他都市等への協力要請に関する事。 ④ 緊急対策活動の広報及び報道機関との連絡に 関すること。 ⑤ 自動車の調達に関する事。 ⑥ 部関連の施設の監視、応急修理及び復旧に 関すること。 ⑦ 他の班の所管に属さない事。	
教育部 (長) 副教育長 (副) 教育部次長 (副) 危機管理幹 (教育政策課長)	教育班 (避難所運営班) (長) 学校教育課長 教育政策課 児童生徒支援課 教育施設課	① 教育施設関係等の被害状況の把握に関する事。 ② 教育施設関係等に係る緊急対策の立案及び実 施に関する事。 ③ 教育関係の住民相談対応に関する事。 ④ 児童・生徒の避難等に関する事。 ⑤ 災害時の応急教育に関する事。 ⑥ 島根県教育委員会等の関係教育機関等への 報告及び連絡調整に関する事。 ⑦ 学校施設等への防災情報の提供に関する事。 避難所運営班担当	健康福祉部 子ども未来部 環境エネルギー部 商工振興部 観光交流部
	避難所運営支援 班 (避難所運営班) (長) 学校給食課長 出雲科学館	① 生活必需品の把握、配給に関する事。 ② 食料の配給、炊出しに関する事。 避難所運営班担当 ① 避難所の管理運営に関する事。	
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に 関すること。 ③ 他の班の所管に属さない事。	

部	班	事務分掌	応援・協力体制
医療部 (長)総合医療センター院長 (副)総合医療センター統括副院長 (副)総合医療センター事務局長	医療班	① 他の医療機関との連絡調整に関する事 ② 総合医療センターにおける災害対応医療に関する事 ③ 医療関連情報の収集及び情報提供に関する事 ④ 医薬品、器材等の調達に関する事 ⑤ 病院施設内の安全確保及び施設の機能保全に関する事 ⑥ 入院患者及び負傷者等の安全確保に関する事 ⑦ 遺体の検案処理に係る連絡調整に関する事	災害派遣医療チーム(DMAT)
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事	
消防部 (長)消防長 (副)消防次長 (副)消防団長	消防本部 (長)消防次長	① 消防本部の設置及び運営に関する事 ② 消防本部の庶務に関する事 ③ 消防活動に関する事 ④ 避難誘導に関する事 ⑤ 救助活動に関する事 ⑥ 救急活動に関する事 ⑦ 火災に関する気象情報の収集及び伝達に関する事 ⑧ 火災警報の発令に関する事 ⑨ 警戒巡視に関する事 ⑩ 消防団に関する事 ⑪ 消防(水防)団の出動及び活動に関する事 ⑫ 消防本部長及び副本部長の伝令に関する事 ⑬ 災害救助法適用時における事務の実施に関する事 ⑭ 部内各班の連絡調整に関する事 ⑮ 本部、支部本部、その他関係機関等との連絡調整に関する事 ⑯ 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事 ⑰ 部関連被害状況の集約に関する事 ⑱ 部緊急対策活動の集約に関する事 ⑲ 消防隊等の指揮及び運用に関する事 ⑳ 各種情報に基づく消防力判断に関する事 ㉑ 部内職員の動員に関する事 ㉒ 職員等の安否確認及び被災状況の把握に関する事 ㉓ 所管施設の管理保全に関する事 ㉔ 他都市等への協力要請に関する事 ㉕ 記録写真に関する事 ㉖ 危険物施設の被害状況の把握及び応急措置指導に関する事 ㉗ 応急計画対象物の被害状況の把握及び応急措置指導に関する事	緊急消防援助隊

部	班	事務分掌	応援・協力体制
消防部 (長)消防長 (副)消防次長 (副)消防団長	消防本部 (長)消防次長	㉔ 部関連の施設の監視、応急修理及び復旧に関すること。 ㉕ 車両及び資機材の整備、応急修理に関すること。 ㉖ 燃料の確保に関すること。 ㉗ 人員及び資機材の輸送に関すること。 ㉘ 他の班の所管に属さないこと。 ㉙ その他特命事項に関すること。	緊急消防援助隊
	消防署 (長)消防署長(次長) (副)副署長	① 消防活動に関すること。 ② 避難誘導に関すること(総務班の支援)。 ③ 救助活動に関すること。 ④ 救急活動に関すること。 ⑤ 火災に関する気象情報の収集及び伝達に関すること。 ⑥ 警戒巡視に関すること。 ⑦ 水防活動に関すること。 ⑧ 避難広報に関すること。 ⑨ 消防(水防)団の出動及び活動に関すること。	
	消(水)防団 (長)消防団長	① 消防活動に関すること。 ② 水防活動に関すること。 ③ 避難広報に関すること。 ④ 避難誘導に関すること。(避難所運営班・教育班の支援) ⑤ 救助活動に関すること。 ⑥ 警戒巡視に関すること。	
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。	
各部庶務担当共通事項		① 部の庶務に関すること。 ② 本部各班及び支部本部との連絡に関すること。 ③ 本部及びその他関係機関等との連絡に関すること。 ④ 部職員の動員に関すること。 ⑤ 部職員等の安否確認及び被災状況の把握に関すること。 ⑥ 部関連被害状況の集約に関すること。 ⑦ 部緊急対策活動の集約に関すること。 ⑧ 所管施設の管理保全に関すること。 ⑨ その他特命事項に関すること。	
現地対策本部 (長)現地災害対策本部長		① 現地の被害状況の把握及び本部への連絡に関すること。 ② 現地の災害対策への協力に関すること。	

(災害対策本部支部-平田・斐川支部の事務分掌)

班	事務分掌	応援・協力体制
支部対策本部 (長)所長	① 支部災害対策本部の災害対策に関すること。 ② 本部との連携に関すること。	
(支部長)所長 (副支部長)地域振興課長 総務班 (長)地域振興課長 (副)地域振興課庶務担当係長 支部応援職員	(総務関係) ① 支部災害対策の総括 ② 災害対策本部(本庁)・各班・自主防災組織との連絡調整に関すること。 ③ 指揮司令の伝達に関すること。 ④ 地区担当者に関すること。 ⑤ 情報収集・広報活動(避難広報含む)に関すること。 ⑥ 職員の非常招集・応援職員の確保、配置に関すること。 ⑦ 避難所の開錠に関すること。 ⑧ 市有自動車の配車に関すること。 ⑨ 被害調査の取りまとめ・報告に関すること。 ⑩ り災証明に関すること。	本部(本庁)
市民福祉班 (長)市民サービス課長 (副)市民サービス課長補佐 支部応援職員	(市民福祉関係) ① 避難所等への物資の搬送に関すること。 ② 災害対策本部支部で使用する物品の調達に関すること(初動時)。 ③ 避難所の管理運営全般に関すること(初動時)。 ④ 避難所の誘導及び駐車場整理に関すること(初動時)。	

(災害対策本部支部-佐田・多伎・湖陵・大社支部の事務分掌)

名称	事務分掌	応援・協力体制
支部対策本部 (長)所長	① 支部災害対策本部の災害対策に関すること。 ② 本部との連携に関すること。	
(支部長)所長 (副支部長)市民サービス課長 支部応援職員	(総務関係) ① 支部災害対策の総括 ② 災害対策本部(本庁)・各班・自主防災組織との連絡調整に関すること。 ③ 指揮司令の伝達に関すること。 ④ 地区担当者に関すること。 ⑤ 情報収集・広報活動(避難広報含む)に関すること。 ⑥ 職員の非常招集・応援職員の確保、配置に関すること。 ⑦ 避難所の開錠に関すること。 ⑧ 市有自動車の配車に関すること。 ⑨ 被害調査の取りまとめ・報告に関すること。 ⑩ り災証明に関すること。 (市民福祉関係) ① 避難所等への物資の搬送に関すること。 ② 災害対策本部支部で使用する物品の調達に関すること(初動時)。 ③ 避難所の管理運営全般に関すること(初動時)。 ④ 避難所の誘導及び駐車場整理に関すること(初動時)。	本部(本庁)

※応援・協力体制の運用方法

1. 主担当部局長は、自部局の人員のみでの対応が困難であると判断した場合、防災安全部長に応援・協力要員の派遣要請を行う。
2. 防災安全部長は、必要人員の把握を行い、総務部長(人事班)に応援・協力要員の派遣について協議を行う。
3. 協議の結果、応援・協力要員の派遣が必要と認められる場合は、人事班は、配備計画を立案する。
4. 応援・協力体制の部局長は、配備計画に基づき、必要に応じて通常業務を縮小又は休止し、応援・協力要員を派遣する。
5. 人事班は、状況に応じ、適時、配備計画を見直す。

※災害の規模、対策期間によっては、上記応援・協力体制に限らず、全庁横断的に対応する。

第2節 動員計画

第1 災害体制の一般的基準

災害の防止・軽減及び災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、次のとおり、災害体制の一般的基準を定める。各部局においては、災害体制に応じた人員を確保するため、必要に応じて通常業務を縮小又は休止する。

体制	基準	決定	職員参集		処理事項	避難情報(風水害の場合)との関係性
			本部	支部		
注意体制	①大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、竜巻注意情報の発表若しくは水防団待機水位を超える等災害が発生するおそれがあると見込まれるとき ②出雲市に震度3の地震が発生したとき	本庁 防災安全部長 行政センター 地域振興課長 又は市民サービス課長	防災安全課 防災安全部長が関係課長と協議し、必要と認めた課の職員	地域振興課長 又は市民サービス課長が必要と認めた課の職員	①情報収集 ②職員への注意喚起 ③災害予防対策 ④準備体制移行準備 ⑤状況に応じて要配慮者施設等への情報提供	警戒レベル2
【準備体制】 第1次災害体制	①大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、高潮警報の発表若しくは、洪水予報河川又は水位周知河川がはん濫注意水位を超える等災害発生の危険がある場合、又は軽微な災害が発生した場合で必要と認めたと ②出雲市に震度4の地震が発生したとき	本庁 防災安全部長 行政センター 所長	[勤務時間内] 防災安全部長、防災安全課及び関係各課の必要人数 [勤務時間外] 防災安全課3名以上 農林基盤課3名以上 道路河川班9名以上 (内6名は各支部に派遣) 防災安全部長が関係課長と協議し、必要と認めた課の職員 なお、風水害に伴う気象警報が発表され、かつ、次の雨量が予想される場合は、上記に加え、基本的以下体制をとる 【24時間雨量が200ミリ以上と予想される時】 ・初動時は防災安全課防災係の全員 ・総務班、情報広報・国際班、車両・調達班、避難所運営班、医療救護班、避難広報班の班長及び副班長 【1時間雨量が80ミリ以上かつ24時間雨量が200ミリ以上と予想される時】 ・上記に加え、総務班、情報広報・国際班、車両・調達班、避難所運営班、医療救護班、避難広報班の班長があらかじめ指定した班員	[勤務時間内] 準備体制に必要な行政センターの人数 [勤務時間外] 所長が地域振興課長又は市民サービス課長と協議し、必要と認めた行政センターの職員及び支部応援職員(4名以上)	①情報収集 ②職員への準備喚起 ③関係機関との連絡 ④災害応急措置 ⑤警戒体制移行準備 ⑥出動 ・支部応援職員 ・地区担当職員 ・総務班 ・情報広報・国際班 ・避難所運営班 ・医療救護班 ・避難広報班 ・道路河川班 ・車両・調達班 ⑧避難所開設準備 ⑨要配慮者施設等への情報提供 ⑩避難準備情報準備・検討 ⑪その他災害対策	警戒レベル3 「高齢者等避難」の発令の準備検討

体制	基準	決定	職員参集		処理事項	避難情報（風水害の場合）との関係性
			本部	支部		
【警戒体制】 第1.5次 災害体制	①災害が拡大し、又は災害発生のおそれが高まり、準備体制では対処できない場合 ②出雲市に震度5弱の地震が発生したとき	災害警戒本部 防災安全部長が関係部長と協議し、 <u>副市長</u> が決定	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部 部長・副部長 各班の班長及び副班長 災害応急対策に必要な課の所要人員 	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部 支部所長 地域振興課長 又は市民サービス課長 災害応急対策に必要な行政センターの所要人員 	<ul style="list-style-type: none"> ①情報収集 ②状況に応じて避難準備情報等の発令 ③出動 <ul style="list-style-type: none"> 地区担当職員 総務班 情報広報・国際班 避難所運営班 医療救護班 避難広報班 道路河川班 車両・調達班 ④避難所開設 ⑤職員への警戒喚起 ⑥関係機関との連絡 ⑦災害応急措置 ⑧特別警戒体制移行準備 ⑨その他災害対策 ⑩要配慮者施設等への情報提供 	警戒レベル3「高齢者等避難」の発令
【特別警戒体制】 第2次 災害体制	①気象予報の更新等、災害の危険が極めて増大した場合、又は災害が発生した場合で必要と認めたとき ②出雲市に震度5強以上（計測震度5.0以上）の地震が発生し、災害の危険が極めて増大した場合、又は災害が発生した場合で必要と認めたとき ③出雲市に特別警報が発表されたとき	災害対策本部 防災安全部長が、副市長及び関係部長と協議し、 <u>市長</u> が決定	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部 班長及び副班長 災害応急対策に必要な課の所要人員（警戒体制時に加え、班長が指定した班員（約半数の班員） 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部 支部所長 地域振興課長 又は市民サービス課長 災害応急対策に必要な行政センターの所要人員 	<ul style="list-style-type: none"> ①情報収集 ②職員への特別警戒喚起 ③関係機関との連絡 ④災害応急措置 ⑤非常体制移行準備 ⑥その他災害対策 ⑦要配慮者施設等への情報提供 	警戒レベル4「避難指示」の発令 警戒レベル5「緊急安全確保」の発令
【非常体制】 第3次 災害体制	①災害が拡大し、特別警戒体制では対処できない場合 ②出雲市に特別警報が発表されたとき	<u>市長</u> (本部長)	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部 全職員 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部 全職員 	<ul style="list-style-type: none"> 挙市的災害対策 	警戒レベル4「避難指示」の発令 警戒レベル5「緊急安全確保」の発令

体制	基準	決定	職員参集		処理事項	避難情報（風水害の場合）との関係性
			本部	支部		
特別体制	①市内に突発的に事故及び災害が発生した場合で必要と認めるとき ②市内に津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたとき	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">市長</div> （本部長）	市長の指示による体制 なお、津波の場合は次の体制を基本とする 【津波注意報】 ・災害対策本部長・副部長 ・防災安全課3名以上 【津波警報】 ・あらかじめ、班長が指定した班員（約半数の班員） 【大津波警報】 ・全職員	市長の指示による体制 なお、津波の場合は次の体制を基本とする 【津波注意報】 ・平田、多伎、湖陵及び大社行政センターの所長 ・同行政センターの職員及び支部応援職員（4名以上） 【津波警報】 ・同行政センターの所要人員 【大津波警報】 ・全職員	①市長の指示による ②津波注意報等の発表時においては避難指示（緊急）の発令	
現地災害対策本部の設置	特別警戒体制、非常体制、特別体制で必要と認めるとき	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">市長</div> （本部長）	市長の指示による体制	市長の指示による体制	①災害対策指揮 ②本部間の連絡調整	

第2 職員の非常招集

◆災害対策本部(人事班)

1. 招集の通知

災害体制の決定、災害対策本部の設置及び非常招集の通知は職制により行うことを原則とし、電話等により迅速に行うものとする。

なお、勤務時間内にあっては、庁内LAN及び庁内放送を利用して行うものとする。

2. 職員の心がけ

職員は、勤務時間外又は休日等に庁舎又はその付近に火災その他の非常災害が発生したこと、又は非常招集のあったことを知った場合には、非常招集の通知がなくても自ら積極的に登庁しなければならない。

また、いずも防災メールを活用するなど気象情報などの防災情報を自ら収集するよう努めるものとする。

なお、災害非常時において防災活動に従事するときは、腕章を帯用又は出雲市防災服を着用しなければならない。

第3 災害応援派遣の実施

◆災害対策本部(総務班・交通班・情報広報・国際班)

出雲市以外の地域において大規模災害が発生した場合は、関係法令や相互応援協力に関する協定に基づき、被災地域における応援協力活動を実施する。

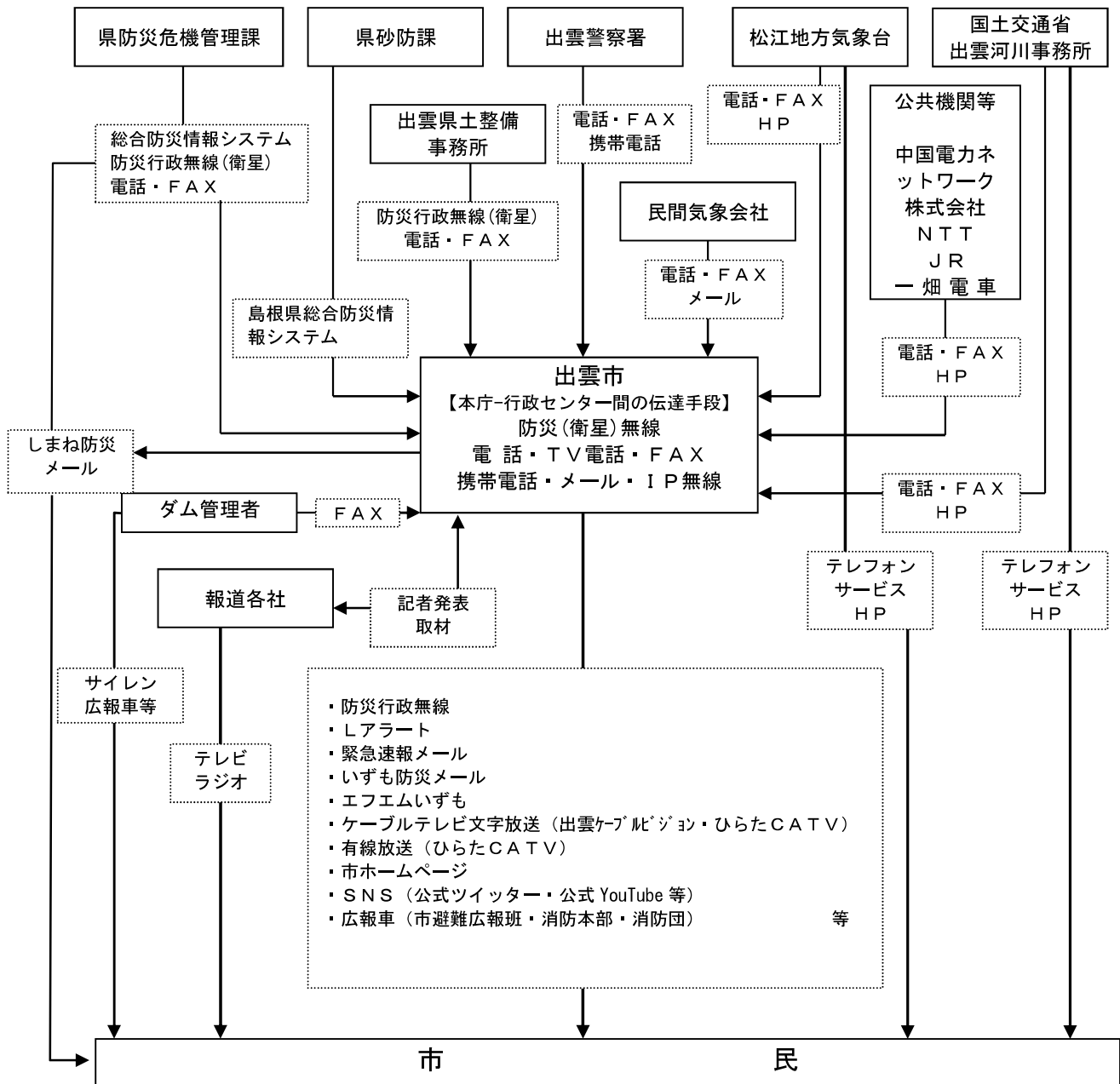
1. 災害応援派遣実施の決定

災害応援派遣の必要が生じた場合は、速やかに総務部及び関係部間における協議を実施し、被災自治体等と調整のうえ、市長が実施を決定する。

- (1) 迅速かつ的確な行動をとるため、防災主管課である防災安全課と応援受け入れ先の窓口を一本化する。
- (2) 適切な体制を確保するため、必要に応じて、先行して被災地に情報広報・国際班を派遣し、正確な情報の収集と連絡体制及び応援班の派遣体制の確立を図る。
- (3) 災害応援派遣の目的と必要性を明らかにし、応援職員の人選と職務条件を整理する。

第3節 通信情報計画

第1 気象等予警報の伝達組織及び周知方法



1. 予警報を受け、又は、市自体において予報等を知った場合で、必要と認めるときは、直ちに無線・有線等を通じて周知するものとする。
2. 特別警報の場合、直ちに住民及び所在の官公署に対し、周知する。
3. 住民自らも、インターネット・テレビ・ラジオ等により、積極的に防災情報の収集を図る。

日本気象協会	「気象情報サイト」	http://tenki.jp/
気象庁	「防災気象情報」	http://www.jma.go.jp/jma/index.html
国土交通省	「防災情報提供センター」	http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho
国土交通省	「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/
島根県	「防災・安全」	https://www.pref.shimane.jp/bousai_info/
島根県	「しまね防災情報」	http://www.bousai-shimane.jp/

第2 災害通信・有線途絶時における措置及び一般無線局並びにアマチュア無線局

◆災害対策本部(総務班・情報広報・国際班)

1. 災害通信

災害関係の通信連絡は、県防災行政無線、市防災行政無線、一般電話、衛星携帯電話、IP無線、無線放送施設、警察・鉄道電話による通信依頼及びWeb会議システムをもって行う。

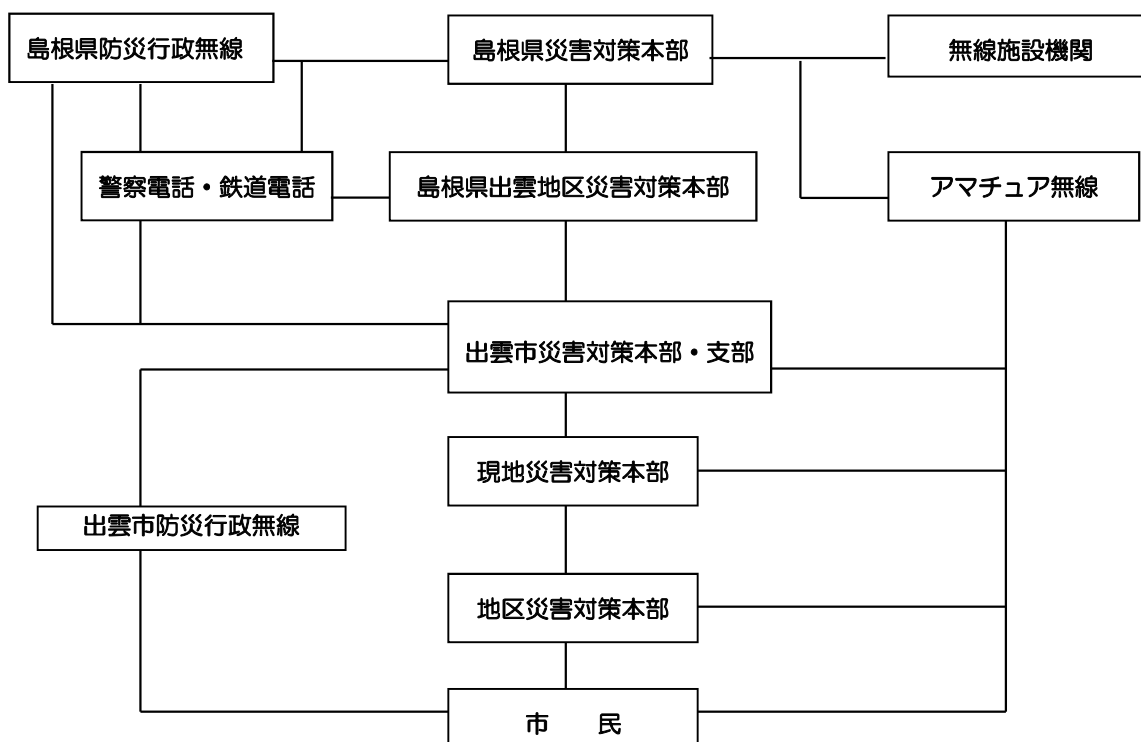
2. 有線放送途絶時における措置

有線放送が途絶した場合は、市防災行政無線及び出雲アマチュア無線クラブが運用するアマチュア無線局により連絡の確保を図るとともに、有線放送機関に対し早期復旧を要請する。

3. その他

電気通信の利用できない者への連絡については、広報車・伝令等をもって行う。

通信連絡図



第3 災害情報及び被害報告等の収集並びに通報

◆災害対策本部(総務部・総合政策部・財政部・都市建設部・農林水産部・教育部・上下水道部 ほか)

1. 異常気象現象の通報及び災害情報

- (1) 市民は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合及び異常気象現象を発見したときは、直ちに市役所、コミュニティセンター、消防本部、消防署又は警察署、駐在所等へ通報するものとする。
- (2) コミュニティセンターは、地区災害対策本部が設置されない場合においては、自ら災害を発見し、又は災害のおそれがある場合、若しくは前号による通知を受けた場合には、直ちに市役所へ通報するものとする。
- (3) 市役所において通報等を受けた者は、受信後直ちに災害通報票に記録するとともに、必要枚数を複写し、関係各課の担当者へ送付するものとする。
- (4) 関係各課の担当者は、通報内容を速やかに関係機関に連絡する。

【被害・復旧情報等の収集】

被害情報		本部担当班	班長
大区分	小区分		
人的被害	死者・行方不明者 重傷者・軽傷者ほか	・消防部	・消防次長
住家・非住家	全壊(全焼) 半壊(半焼) 一部損壊 床上浸水 床下浸水	・調査班	・市民税課長
公共土木	道路・橋梁 河川・公園ほか	・道路河川班 ・建築班	・道路河川維持課長 ・建築住宅課長
農林畜産	田畑・家畜 農作物ほか	・農林水産班	・農林基盤課長
公共建築物	市営住宅 その他公共建築物ほか	・建築班	・建築住宅課長
医療施設	病院・診療所	・医療救護班	・健康増進課長
農業土木	ため池・水路 農道・林道ほか	・農林水産班	・農林基盤課長
水産	港湾・漁港 漁船ほか	・農林水産班	・農林基盤課長
文教	学校教育施設 社会教育施設	・教育班 ・避難所運営班	・教育部次長 ・福祉推進課長
火災	火災発生状況	・消防部	・消防次長
上水道	上水道施設	・水道班	・営業総務課長
下水道	下水道施設	・下水道班	・下水道管理課長
ライフライン	電気・電話 ガスほか	・総務班 ・情報広報・国際班	・総務課長 ・政策企画課長
交通	鉄道・バスほか	・交通班	・交通政策課長

【救援活動等実施情報等の収集】

活動情報		本部担当班	班長
大区分	小区分		
救助	人命救助等の状況	・消防部	・消防次長
医療	救護所の開設状況等	・医療救護班	・健康増進課長
避難	避難所開設状況 被災者の避難措置状況 被災者名簿等	・避難所運営班	・福祉推進課長
住宅	公営住宅の入居状況 仮設住宅の入居状況	・建築班	・建築住宅課長
教育	児童生徒の安否情報 学校教育の再開状況	・教育班	・教育政策課長
ボランティア	ボランティア活動状況	・ボランティア班	・市民活動支援課長

活動情報		本部担当班	班長
大区分	小区分		
物資調達	救援物資調達状況	・経理・車両・調達班	・財政課長
給水	給水実施状況	・水道班	・営業総務課長
炊き出し	炊き出し実施状況	・避難所運営班	・福祉推進課長

第4節 広報・広聴計画

第1 広報活動

◆災害対策本部(総務班・情報広報・国際班)

1. 情報提供機関との連携

災害時における広報活動については、市は関係機関と連携し、積極的に住民等へ情報提供を行うとともに、いたずらに混乱、恐怖心を与えないよう配慮する。

また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力する。

2. 避難行動要支援者への配慮

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、適切な情報が伝達されるよう災害ボランティア等の協力を得るなどして、その内容が理解できるよう広報の方法や頻度に配慮する。

3. 情報の入手が困難な者への配慮

市及び県は、災害により孤立する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

第2 広報方法

◆災害対策本部(総務班・情報広報・国際班・避難広報班)

1. 市民に対する情報提供

市民に対しては、防災行政無線、Lアラート、緊急速報メール、いずも防災メール、エフエムいずも、ケーブルテレビ文字放送、有線放送、市ホームページ、SNS、広報車による巡回等、様々な伝達手段により迅速かつ適切に周知する。

2. 報道機関への情報提供

本部において収集した災害情報については、災害の種類、規模等に応じて適宜報道機関へ発表する。

応急対策実施機関は、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支

障を来たす恐れがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請する。

第3 広報内容

◆災害対策本部(総務班・情報広報・国際班)

1. 災害対策本部の設置及び解除
2. 気象予警報及び災害情報の伝達
3. 避難の準備、指示等の伝達
4. 災害応急対策状況
 - (1) 電力、ガス、水道、電話等の被災状況及び復旧状況
 - (2) 交通機関の運行状況
 - (3) 水防、救助活動等の状況
5. その他市民や被災者に対する必要な情報又は注意事項

第4 災害情報のデータベースの整理

◆災害対策本部(総務班・情報広報・国際班)

次の項目については、一元的な情報管理と個人情報の取扱いについて十分配慮をしながら被災者台帳のデータベース化を図る。

1. 安否に関する情報
 - (1) 死亡者の氏名・住所等
 - (2) 負傷者の氏名・住所、負傷の程度、収容先等
 - (3) 被災者の避難状況等
2. 被災証明に関する情報
 - (1) 宅地・建物の被災内容等
3. 生活支援情報
 - (1) 弔慰金や義援金の支給等
 - (2) 仮設住宅入居状況等
 - (3) 倒壊建物の処理状況等

第5 広聴活動

◆災害対策本部(総務班・情報広報・国際班)

災害非常時においては、被害状況や避難、生活支援に関する情報を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者等からの要望、相談等の広聴体制・方法の確立を図る。

市は、必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行う。

市は、DV(ドメスティックバイオレンス)被害を受けている者の情報を把握した場合には、その加害者等に居所が知られることがないように当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

市民からの相談、要望、苦情等の広聴活動を積極的に展開するために被災者相談窓口を開設し、聴取した要望・苦情は、速やかに関係部・班及び関係機関へ連絡し、早期解決に努める。

- (1) 専用電話等の設置による各種問い合わせ・相談窓口の設置
- (2) 防災関係機関による共同的窓口の設置
- (3) 避難所等への巡回相談窓口の設置

第6 公聴活動

◆災害対策本部(情報広報・国際班・総務班)

災害非常時においては、被害状況や避難、生活支援に関する情報を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者等からの要望、相談等の広聴体制・方法の確立を図る。

1. 窓口の設置

市は、必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行う。

2. 報道機関に対する代表取材の要請

応急対策実施機関は、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障を来し、又は支障を来すおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請する。

3. 被災者相談窓口等の開設

市民からの相談、要望、苦情等の広聴活動を積極的に展開するために被災者相談窓口を開設し、聴取した要望・苦情は、速やかに関係部・班及び関係機関へ連絡し、早期解決に努める。

- (1) 専用電話等の設置による各種問い合わせ・相談窓口の設置
- (2) 防災関係機関による共同的窓口の設置
- (3) 避難所等への巡回相談窓口の設置

第7 災害用伝言サービス活用体制の整備

◆災害対策本部(総務班・情報広報・国際班)

一定規模の災害発生時に、被災地への通信が集中した場合においても被災地内の親族・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である災害用伝言サービスについて、市民の認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

このため、市は、西日本電信電話株式会社及び携帯電話会社と連携して、広報紙等、各々が保有する広報手段を活用し、災害用伝言サービスの普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において災害用伝言サービスの運用が開始された場合における広報体制について、市は関係機関と協議を行う。

第5節 避難計画

災害等により生命、財産の保護、災害の拡大防止等に特に必要があるときは、法令の規定により、市長又はその命を受けた者は、危険区域住民に対し、避難指示等を行う。

また、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

避難指示等を行う根拠となる法律は、災害対策基本法のほかにも、消防法、水防法、地すべり等防止法、警察官職務執行法、自衛隊法による緊急措置がある。これらの法令によって避難指示等を行ったときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

これら避難者の収容保護及び避難所の開設については、この計画に定めるところによる。

第1 避難指示等

避難指示等については下記に定めるところによる。

実施責任者	災害の種類	措置	根拠法
市長	災害全般	・避難指示 ・安全確保措置の指示	災害対策基本法第60条
警察官又は海上保安官	災害全般	・避難指示 ・安全確保措置の指示	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員	地すべり	・地すべり危険区域からの立退き指示	地すべり等防止法第25条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者及び警察官	洪水	・警戒区域への立入制限及び退去指示	水防法第21条
自衛官	災害全般	・避難住民の誘導 ・交通規制	自衛隊法第94条
消防吏員又は消防団員及び警察官	火災	・警戒区域への立入制限及び退去指示	消防法第28条

【警戒区域の設定権者】

設定権者	災害の種類	根拠法
市長	災害全般	災害対策基本法第63条
警察官、海上保安官又は自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員及び警察官	水防を除く災害全般	消防法第28条及び第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者及び警察官	洪水	水防法第21条

第2 避難情報等

◆災害対策本部

避難情報、「警戒レベル3・高齢者等避難」、「警戒レベル4・避難指示」、「警戒レベル5・緊急安全確保」は、次の発令基準に基づいて発令する。

警戒レベル	種別	条件	伝達内容等	伝達方法	住民に求める行動
3	高齢者等避難	気象条件等により過去の災害の発生例、地形等から判断して、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難指示を行うことが予想される場合。特に夜間にかけて災害発生のおそれがある場合は、高齢者等避難を出来るだけ早期に発令し、夜間に避難等することがないようにする必要がある。	①発令者 ②警戒レベル ③避難理由 ④避難場所 ⑤その他注意事項	①防災行政無線 ②Lアラート ③緊急速報メール ④いずも防災メール ⑤エフエムいずも ⑥ケーブルテレビ文字放送 ⑦有線放送 ⑧市ホームページ ⑨SNS ⑩広報車 等	①高齢者等、避難に時間がかかる要支援者とその支援者は避難開始 ②避難に備えて、家族等との連絡、非常用持出品の用意等の避難準備を開始 ③住んでいる場所の状況により自主避難
4	避難指示	①当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合。 ②条件が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合。	同上	同上	①市が発表する指定避難所等への避難を基本とする避難行動をとる。 ②指定避難所等への避難はかえって、命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋(2階等)への移動等の緊急の避難をする。
5	緊急安全確保	①災害が発生または切迫している場合 ②特別警報が発表された場合。	①発令者 ②警戒レベル ③発生した災害の箇所、状況 ④とるべき行動	同上	命の危険 直ちに安全確保

(参 考)

警戒 レベル	種 別	条 件	伝達内容等	伝達方法	住民に求める行動
1	—	警報級の可能性	気象庁が発表す る	—	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
2	—	注意報		—	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。

第3 避難情報の発令基準について

出雲市では、市民への情報発信、災害への対応を迅速に行うことで被害の軽減を図ることを目的として、水害、土砂災害、高潮、津波時の「警戒レベル3・高齢者等避難」「警戒レベル4・避難指示」「警戒レベル5・緊急安全確保」について、次の発令基準や国・県等の協力・助言等をふまえ、総合的に判断して発令する。

① 水害

(1) 洪水予報河川の氾濫 対象河川: 斐伊川、神戸川(国管理区間)

警戒レベル	区分	洪水予報の標題(種類)	発令基準
3	状況に応じて、 高齢者等避難	氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報[洪水])	氾濫注意水位(レベル2)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合や、今後の気象状況から、一定時間後または夜中にかけて、氾濫注意水位に到達すると予測されるとき。
	高齢者等避難	氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報[洪水])	①指定河川洪水予報により、斐伊川及び神戸川の水位観測所の水位が、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 ②指定河川洪水予報により、斐伊川及び神戸川の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達する予測が発表されている場合 ③洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合 ④堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ⑤警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
4	避難指示	氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報[洪水])	①指定河川洪水予報により、斐伊川及び神戸川の水位観測所の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したと発表された場合 ②洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」になった場合 ③堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ④尾原ダム・志津見ダムの管理者から、異常洪水時防災操作に類する開始予定の通知があった場合 ⑤警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ⑥警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
5	緊急安全確保	氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[洪水])	①洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合 ②堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合

◆指定河川洪水予報(提供元:国土交通省出雲河川事務所、松江地方気象台の共同)

国又は県が、流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは洪水予報を発表する。

[国土交通省出雲河川事務所長が管理する水位観測所]

河川名	観測所名	所在地	計画高水位	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
			レベル	1	2	3	4
斐伊川	新伊萱	雲南市加茂町	5.30m	2.50m	3.40m	4.30m	5.00m
	上島	出雲市上島町	7.90m	2.90m	4.00m	5.70m	6.30m
	大津	出雲市大津町	3.60m	1.60m	2.50m	2.90m	3.20m
	灘分	出雲市灘分町	4.80m	2.00m	2.80m	4.40m	4.60m
神戸川	馬木	出雲市馬木町	7.00m	3.00m	3.50m	6.30m	7.00m
	古志橋	出雲市古志町	5.50m	1.60m	3.10m	5.00m	5.40m

(2) 水位周知河川の氾濫 対象河川:神戸川(県管理区間)

警戒レベル	区分	洪水予報の標題(種類)	発令基準
3	状況に応じて、 高齢者等避難	氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報[洪水])	氾濫注意水位(レベル2)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合や今後の気象状況から、一定時間後または夜中にかけ、氾濫注意水位に到達すると予測される時。
	高齢者等避難	氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報[洪水])	①神戸川の水位観測所の水位が、避難判断水位(レベル3水位)に到達した場合で、かつ引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ②神戸川の水位観測所の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合) ③軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ④警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
4	避難指示	氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報[洪水])	①神戸川の水位観測所の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達した場合 ②堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ③志津見ダムの管理者から、非常用洪水吐から越流予定の通知があった場合 ④警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ⑤警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
5	緊急安全確保	氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[洪水])	①堤防に異常な漏水・浸水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ②堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合

◆水位到達情報(提供元:島根県(出雲県土整備事務所))

県が、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川において、別に定める水位に到達した場合に、到達情報を通知する。

[出雲県土整備事務所長が管理する水位観測所]

河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
神戸川	佐田	出雲市佐田町	2.45m	2.95m	5.00m	5.30m
	木村橋	出雲市所原町	2.60m	3.90m	5.00m	5.30m

[情報元]

- ・指定河川洪水予報 気象庁HP、川の防災情報、島根県水防情報システム
- ・水位到達情報 島根県水防情報システム
- ・洪水情報のプッシュ型配信 国土交通省HP(緊急速報メール)
- ・洪水警報の危険度分布 気象庁HP
- ・大雨警報(浸水害)の危険度分布 気象庁HP
- ・大雨危険度通知 気象庁HP(メール、アプリ等)

② 土砂災害

警戒レベル	区分	発令基準
3	高齢者等避難	①大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合 ②土砂災害危険度情報により「警報」、「3時間以内に基準値超過」が発表されたとき ③土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合 ④警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
4	避難指示	①土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 ②土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 ③土砂災害危険度情報により「2時間以内に基準値超過」、「1時間以内に基準値超過」、「すでに基準超過」が発表されたとき ④警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ⑤警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 ⑥土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合
5	緊急安全確保	①大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 ②土砂災害の発生が確認された場合
注意事項		・具体的な発令対象区域については、場所等が住民にわかりやすい区域設定が重要である。土砂災害に関するメッシュ情報等を参考にし、コミュニティセンター単位や町名単位等、適切な範囲で区域設定を行う。

◆土砂災害警戒情報(提供元:松江地方气象台と島根県の共同)

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに発表される。

◆土砂災害の危険度分布(提供元:松江地方气象台)

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で5段階に色分けして示す情報。土砂災害警戒情報や大雨警報(土砂災害)等が発表されたときに、どこで危険が高まっているか把握することができる。

警戒レベル2相当	黄	注意
警戒レベル3相当	赤	警戒
警戒レベル4相当	紫	危険
警戒レベル5相当	黒	災害切迫

◆土砂災害危険度情報(提供元:島根県土木部砂防課)

土砂災害警戒情報を補足する情報。この情報は、県内を1キロメッシュ毎に区分し、降雨による土砂災害の危険度を6段階のレベルで表示するもの。

警戒レベル2相当	注意
警戒レベル3相当	警戒
	3時間以内に基準値超過を予想
警戒レベル4相当	2時間以内に基準値超過を予想
	1時間以内に基準値超過を予想
	すでに基準値を超過している

[情報元]

- ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布 気象庁HP
- ・土砂災害危険度情報 島根県砂防課
- ・土砂災害警戒情報 気象庁HP
- ・大雨危険度通知 気象庁HP(メール、アプリ等)

③ 高潮

高潮が予想される状況下においては、要配慮者のみならず対象地域全てが避難行動をする必要があることから、始めから避難指示の発令とする。

区分	発令基準
避難指示	①高潮警報(警戒レベル4相当情報[高潮])あるいは高潮特別警報(警戒レベル4相当情報[高潮])が発表された場合

[情報元]

- ・潮位観測情報 気象庁HP

④ 津波

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、【避難指示】のみを発令する。

区分	発令基準
避難指示	①松江地方気象台から大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき ②停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合。

[情報元]

- ・津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 気象庁HP
- ・各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 気象庁HP
- ・津波観測に関する情報 気象庁HP
- ・沖合の津波観測に関する情報 気象庁HP

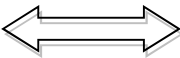
第4 関係機関等とのホットライン

防災業務に携わる国・県等の幹部職員と本市幹部職員が、風水害、地震・津波災害等の危機事象の発生または発生の恐れがある場合等の非常時に、直接、緊急情報や対応等についてやり取りができるホットラインを設定しておくことにより、各機関が有する緊急情報等の速達により、迅速・的確な意思決定及び応急災害対策等を図る。

1. 出雲河川事務所との連絡体制

- (1) 非常時緊急情報等の内容
河川の水位情報、堤防等の危険情報
- (2) 対応部署

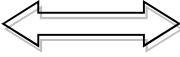
【ホットライン】

出雲河川事務所		出雲市
出雲河川事務所長 TEL:***-***-***		出雲市長 TEL:***-***-***

2. 島根県との連絡体制

- (1) 非常時緊急情報等の内容
緊急情報、河川・土砂災害等に関する情報
広域応援体制(自衛隊派遣、緊急消防援助隊派遣)
- (2) 対応部署

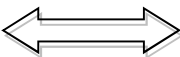
【ホットライン】

島根県		出雲市
島根県知事 TEL:***-***-***		出雲市長 TEL:***-***-***
島根県副知事 TEL:***-***-***		出雲市副市長 TEL:***-***-***
防災部長 TEL:***-***-***		防災安全部長 TEL:***-***-***

3. 松江地方気象台との連絡体制

- (1) 非常時緊急情報等の内容
風水害、地震、津波等の気象情報全般、緊急的な気象情報
- (2) 対応部署

【ホットライン】

松江地方気象台		出雲市
気象台長 TEL:***-***-***		出雲市長 TEL:***-***-***